
令和2年 第99回（定例）新温泉町議会会議録（第6日）

令和2年3月26日（木曜日）

議事日程（第6号）

令和2年3月26日 午後1時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第26号 令和2年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第3 議案第27号 令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第4 議案第28号 令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第5 議案第29号 令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第6 議案第30号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第7 議案第31号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第8 議案第32号 令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第9 議案第33号 令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第10 議案第34号 令和2年度新温泉町水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第11 議案第35号 令和2年度新温泉町下水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第12 議案第36号 令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第13 議案第37号 副町長の選任同意について
- 日程第14 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策への意見書の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第26号 令和2年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長

- 報告)
- 日程第3 議案第27号 令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第4 議案第28号 令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第5 議案第29号 令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第6 議案第30号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第7 議案第31号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第8 議案第32号 令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第9 議案第33号 令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第10 議案第34号 令和2年度新温泉町水道事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第11 議案第35号 令和2年度新温泉町下水道事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第12 議案第36号 令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第13 議案第37号 副町長の選任同意について
- 追加日程第1 諸報告
- 追加日程第2 議案第38号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策への意見書の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員(16名)

1番 池田宜広君	2番 平澤剛太君
3番 河越忠志君	4番 重本静男君
5番 浜田直子君	6番 森田善幸君
7番 太田昭宏君	8番 竹内敬一郎君
9番 阪本晴良君	10番 岩本修作君
11番 中村茂君	12番 宮本泰男君
13番 中井次郎君	14番 谷口功君
15番 小林俊之君	16番 中井勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 東 康次郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西 村 銀 三君 副町長 田 中 孝 幸君
教育長 西 村 松 代君 温泉総合支所長 太 田 信 明君
牧場公園園長 藤 本 喜 龍君 総務課長 井 上 弘 君
企画課長 岩 垣 廣 一君 税務課長 長谷阪 仁 志君
町民安全課長 西 村 徹 君 健康福祉課長 中 田 剛 志君
商工観光課長 水 田 賢 治君 農林水産課長 松 岡 清 和君
建設課長 山 本 輝 之君 上下水道課長 北 村 誠 君
町参事 土 江 克 彦君 浜坂病院事務長 吉 野 松 樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長 宇 野 喜代美君 会計管理者 仲 村 秀 幸君
こども教育課長 長谷阪 治君 生涯教育課長 川 夏 晴 夫君
調整担当 谷 渕 朝 子君 代表監査委員 川 崎 雅 洋君

午後 1 時 0 0 分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、こんにちは。

第 9 9 回新温泉町議会定例会 6 日目の会議を開催するに当たり、議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、予算特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和 2 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 定例会第 6 日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中は、予算特別委員会におきまして、慎重審議を賜るとともに、貴重な御意見をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の定例会は、令和 2 年度の一般会計、特別会計、公営企業会計予算について、さらに追加議案としまして、人事案 1 件について御審議をお願いいたしたく存じま

す。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第99回新温泉町議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る3月17日の会議以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が3月17日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

谷口委員長。

○議会運営委員会委員長（谷口 功君） 失礼いたします。3月17日火曜日に議会運営委員会を開きましたので、報告をいたします。

町長提出議案の追加議案についてであります。人事案件1件を議案第37号として、副町長の選任同意についてを追加することを確認をいたしました。また、閉会中の継続調査について、3件を議長へ申し出ることを確認をいたしました。以上であります。

○議長（中井 勝君） 御苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

町長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議会定例会中の貴重な時間を頂戴しまして、職員の逮捕につきまして、議員の皆様には経過説明とおわびを申し上げます。

事件の詳細につきましては、現在、警察で捜査中ではありますが、現時点でわかっている昨日までの状況につきまして説明をさせていただきます。

3月8日、総務課長から、上下水道課、下雅意施設係長が警察に任意同行を求められ、聴取を受けているという連絡を受けました。

そして、先週金曜日、3月19日、兵庫県警察から、下雅意哲也、46歳を、町が発注した工事の情報を漏らしたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕した旨、連絡を受けました。

その日の夕方、報道機関に対しまして記者会見を行い、事件の公表を行いました。対象となった工事は、令和元年6月17日入札を行いました諸寄浄水場紫外線処理施設整

備工事であります。落札価格1億4,848万3,800円、最低制限価格1億4,837万7,744円です。記者会見終了後、この事件を受けて管理職会議を行いました。

その翌日、3月20日には、役場において兵庫県警察の家宅捜索が行われ、関係書類の押収を受けております。

また、この事件において、公契約関係競売入札妨害の容疑で役員が逮捕された株本建設工業株式会社に対しても、入札参加者審議会において、令和2年3月19日から18カ月間の指名停止処分の決定を行い、通知をいたしております。

職員に対しましては、従来から公正公平な事業推進を進めるよう指導しておりました。昨年の立木伐採の事件の反省も踏まえ、コンプライアンスの徹底を図り、信頼回復に向けて全職員で取り組んでいる中で、このような事態となったことは、まことに残念で遺憾であり、痛恨のきわみであります。

このたびは議員の皆様、町民の皆様の町政に対する信頼を著しく損ない、多大なる御迷惑をおかけしましたこと、心からおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

今後、事件の詳細を把握して、厳正に対処してまいります。また、再発防止に向け、事件の背景や業者に対する接し方など十分に確認の上、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上で報告とさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（中井 勝君） ただいま町長から報告がありました。

今回の事件を受け、弁護士など外部委員を含めた委員会を設置し、不正行為再発防止策を検討すべきと考えます。入札契約制度にとどまらず、業務体制、情報管理、人事管理など、広い分野で再発防止が必要と思われれます。町長には今後とも事件の原因究明に努めるとともに、再発防止に向けた委員会の設置、職員の倫理意識の向上、組織としてのコンプライアンス、法令遵守の徹底を強く要請いたします。

日程第2 議案第26号

○議長（中井 勝君） それでは、日程第2、議案第26号、令和2年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

池田宜広委員長。

○予算特別委員会委員長（池田 宜広君） 予算特別委員会に付託をされました議案についての審査結果を会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案第26号、令和2年度新温泉町一般会計予算については、3月18日に予算説明を受けた後、23日、24日、25日の委員会において審査を行いました。議長を除く15名の議員で構成する委員会でありますので、審査の過程についての報告は省略し、審査結果のみを報告をいたします。

議案第26号、令和2年度新温泉町一般会計予算については、採決の結果、賛成多数により、可決すべきものと決定をいたしました。

以上で予算特別委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略いたします。

池田委員長、御苦労さまでした。

それでは、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 議案第26号、令和2年度新温泉町一般会計予算について、反対討論を行います。

2年連続の大型予算となりました。西村町長は、現場主義、住民目線を強調され、町長みずから住民の要望を直接聞き、政策化、予算化されております。その姿勢が悪いわけではありません。しかし、町全体のバランスや財政見通し等、庁舎内で十分議論を尽くし、検討された結果として本予算に提案されているのかどうか疑問があります。財調残高が4億円程度にまで、令和10年度に減少すると報告をされました。他の町とは違って、基金を確保しておかなければならない重要な理由があります。それは、浜坂病院への繰り出し、上水道会計、下水道会計への繰り出しであります。いずれも国の制度の欠陥から、地方住民が大きな負担をしなければならない問題である上に、温泉地域の上下水道は過大な設備への投資の負担もあります。いずれの施設もなくはならないものであり、繰り出しはやむを得ないものであります。町長は、兵庫県下で消滅可能性市町のトップが新温泉町だと施政方針でも述べられています。しかし、持続可能な町政運営となっているのかどうか、みずから問いかけていただきたいと存じます。

第2に、組織として大丈夫なのかということであります。これまでから、職員の約半数が臨時職員であります。働き方改革だ、処遇改善だといって、会計年度任用職員制度が2年度から始まります。ボーナスが出る、昇給制度があるとなっていますが、現場の職員からは余り評価はされておられません。月々の給料が減る、人事評価や公務員としての責任が追求されるという、さまざまな問題が指摘をされています。また、町長肝いりで新設された防災安全室とおんせん天国室の評価を問えば、長い目で考えていただきたいと町長は返されています。しかし、行革や合併で極端に職員数が減らされて、どの課も職員が足りない悲鳴が上がっています。そこに副課長と職員を囲い込んで、特定の事務を分掌させることが本当に有効なのか。また、事務分掌の特定の範囲内だけの仕事の分担で、本当にこの町内のさまざまな事業が回っていくのか。現場でのさまざまな不満の声が上げられています。

第3に、新温泉町の令和2年度の主要の事業の一つが、浜坂認定こども園の改築問題

であります。ところが、この中心的な事業に予算の確保がなされておりません。このことは町長や教育長に、本当に本気で、そして住民から最も期待されている事業、早期に改築をなし遂げてもらいたいと、こういう期待に応える覚悟、町としての姿勢が問われているのではないのでしょうか。多くの住民の期待に応えていない、このことは重要な問題であります。

以上、3点で反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後1時18分休憩

午後1時19分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

次に、本案に対し、賛成討論の発言を許します。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 令和2年度一般会計予算案に対する賛成討論を行います。

本予算案は、前年度予算に比べ、子育て支援、教育、移住定住策、企業支援などの施策がふえ、少子高齢化や人口減少に歯どめをかけようとする努力が見出される積極的な予算であります。また、これまでの課ごとの業務だけでなく、プロジェクトチームを応用し、課をまたいだ事業実施が期待できるものであります。しかしながら、その予算編成中に新型コロナウイルス感染症が日本国内に広がり始め、議会開催中の今日では世界中に蔓延し、その悪影響が当町にもあらゆる分野に大きく及んで、日常生活を脅かしております。また、残念ながら、職員の中に法令違反容疑で逮捕される事案が発生しました。コンプライアンスを徹底し、公平公正な予算執行を行いつつ、時事目まぐるしく変わる状況に応じて、新型コロナウイルスに対する経済的対策や、そのほか多くの住民の方が要望されている認定こども園等、町の課題に対する補正予算を適宜編成し、適切に対応すべきであります。そのことを期待して、新年度予算案に賛成するものであります。以上です。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから令和2年度新温泉町一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、14名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 2 7 号 から 日程第 1 2 議案第 3 6 号

○議長（中井 勝君） 次に、日程第 3、議案第 2 7 号、令和 2 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 4、議案第 2 8 号、令和 2 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 5、議案第 2 9 号、令和 2 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第 6、議案第 3 0 号、令和 2 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 7、議案第 3 1 号、令和 2 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 8、議案第 3 2 号、令和 2 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第 9、議案第 3 3 号、令和 2 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第 1 0、議案第 3 4 号、令和 2 年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第 1 1、議案第 3 5 号、令和 2 年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第 1 2、議案第 3 6 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

池田宜広委員長。

○予算特別委員会委員長（池田 宜広君） 予算特別委員会に付託をされました議案についての審査結果を会議規則第 7 6 条の規定により報告をいたします。

議案第 2 7 号、令和 2 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてから、議案第 3 6 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてまでの 1 0 会計につきましては、3 月 1 8 日に予算説明を受け、2 5 日の委員会において審査を行いました。議長を除く 1 5 名の議員で構成する委員会でありますので、審査の結果については報告は省略し、審査結果のみを報告をいたします。

まず、議案第 2 7 号、令和 2 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算及び議案第 2 8 号、令和 2 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算の 2 会計については、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 2 9 号、令和 2 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算、議案第 3 0 号、令和 2 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算、議案第 3 1 号、令和 2 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算、議案第 3 2 号、令和 2 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算、議案第 3 3 号、令和 2 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算、議案第 3 4 号、令和 2 年度新温泉町水道事業会計予算、議案第 3 5 号、令和 2 年度新温泉町下水道事業会計予算、議案第 3 6 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算の 8 会計については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く 1 5 名の議員で構成された委員会でありましたので、省略をいたします。

池田委員長、御苦労さまでした。

これから会計ごとに討論、採決を行います。

議案第27号、令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 議案第27号、令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について反対討論を行います。

御承知のように、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用を本格運用することとなっております。2016年1月にスタートしたマイナンバーカードですが、なかなか利用が進まないために、マイナンバーと電子決済を結びつけることを進め、今度は健康保険証と結びつけることとするものであります。利便性と危険性が比較されるわけですが、高齢者の加入者の多い国保への導入は問題が多いと判断をされます。したがって、反対とするものであります。以上であります。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、14名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号、令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 議案第28号、令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論をいたします。

既に町長から御報告がありましたとおり、2月の兵庫県連合会議で保険料の所得割率が10.17%から10.49%に引き上げられます。これは6回連続の引き上げであります。ひとり暮らしで年金収入80万円以下の特例で9割軽減であった人が、2019年度から8割になり、2020年度は本則の7割軽減になります。現在、2割負担で9,771円ですが、2020年度は1万5,411円と4,230円、57.72%の引き上げに

なります。年金収入168万円以下の単身世帯の人は、現行8.5割の軽減で、7,328円の保険料が1万1,558円と4,230円、57.7%の引き上げになります。保険料限度額も62万円から64万円に引き上げられます。年金生活者の高齢者の大きな負担増となっており、反対するものであります。以上であります。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。
この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、13名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号、令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、お諮りいたします。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号、令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算についてお諮りいたします。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり

可決されました。

議案第31号、令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算についてお諮りいたします。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号、令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算についてお諮りいたします。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから議案第32号、令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号、令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算についてお諮りいたします。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 3 4 号、令和 2 年度新温泉町水道事業会計予算についてお諮りいたします。
討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから令和 2 年度新温泉町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 3 5 号、令和 2 年度新温泉町下水道事業会計予算についてお諮りいたします。
討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから令和 2 年度新温泉町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 3 6 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてお諮りします。
討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 3 7 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 3、議案第 3 7 号、副町長の選任同意についてを議題といたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 3 8 分休憩

午後 1 時 3 9 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現副町長、田中孝幸氏が令和 2 年 3 月 31 日に辞職するため、後任の選任について御同意をいただきたく、御提案申し上げるものであります。

後任に西村徹氏をお願いいたすところであります。西村氏は昭和 34 年 9 月 28 日生まれで、昭和 57 年 3 月、大阪経済大学を御卒業後、昭和 58 年、浜坂町役場に奉職の後、企画課副課長、総務課副課長、平成 26 年にこども教育課長、平成 31 年 4 月から町民安全課長を歴任され、今月、3 月 31 日で退職予定であります。格別の御理解を賜り、御同意をお願いするところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。（「投票」と呼ぶ者あり）

ただいま 2 人以上の議員から投票、表決の要求がありましたので、会議規則第 81 条第 1 項の規定によって、投票により採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は、議長を除く 15 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 14 番、谷口功君及び 15 番、小林俊之君を指名します。

投票用紙を配付します。まだ記名しないでくださいね。

〔投票用紙配付〕

○議長（中井 勝君） それでは、念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、反対とみなします。十分注意して記入してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中井 勝君） いいですか。異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

再度お尋ねします。配付漏れはありませんね。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、お名前をお呼びいたします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番	池田 宜広君	2 番	平澤 剛太君	3 番	河越 忠志君
4 番	重本 静男君	5 番	浜田 直子君	6 番	森田 善幸君
7 番	太田 昭宏君	8 番	竹内敬一郎君	9 番	阪本 晴良君
10番	岩本 修作君	11番	中村 茂君	12番	宮本 泰男君
13番	中井 次郎君	14番	谷口 功君	15番	小林 俊之君

○議長（中井 勝君） 投票漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

谷口功君、小林俊之君の開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（中井 勝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票、賛成 15 票です。

以上のとおり、全員賛成で、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後 1 時 5 1 分休憩

午後 3 時 1 3 分再開

○議長（中井 勝君） それでは、再開いたします。

追加日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 追加日程第1、諸報告に入ります。

議会運営委員会が、先ほど、3月26日、開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

谷口委員長。

○議会運営委員会委員長（谷口 功君） 失礼いたします。休憩中に議会運営委員会を開きましたので、御報告をいたします。

内容は、町長から追加議案の提出について提案がありました。協議をいたしました。議案第38号として、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についてを追加することといたしました。

この後、協議をいただきたいと存じます。以上であります。

○議長（中井 勝君） 御苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩します。

午後3時14分休憩

午後3時17分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第2 議案第38号

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま町長から、議案第38号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

議案第38号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、議案第38号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している事業者を緊急に支援するため、令和2年度新温泉町一般会計予算の補正につきまして御提案を申し上げます。

内容につきまして、総務課長が御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 失礼いたします。それでは、令和2年度一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

このたびの補正は、新型コロナウイルスにより影響を受けております町内事業者を支援するため、新型コロナウイルス対策融資支援事業を実施するもので、総額で歳入歳出にそれぞれ2,000万円の追加をお願いするものでございます。

説明の都合上、事項別明細書の4ページ、歳出をごらんいただきたいと思います。

担当課長から御説明いたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、4ページの3、歳出でございます。

7款1項2目商工振興費、20節の負担金補助及び交付金でございます。2,000万円の増額をお願いするものでございます。内容としましては、新型コロナウイルス対策融資支援事業としております。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして経営が悪化している事業者の経営安定支援のために、緊急対策として、兵庫県の制度融資や政府系金融機関、民間の金融機関の取り扱う融資制度を利用された事業者に信用保証料の補助及び利子補給を行います。商工会並びに町内金融機関による会議を開催をいたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る事業所からの相談状況、融資状況、支援を必要とする制度等について協議をいたしました。この中でニーズを把握しながら、対策事業の内容を決定いたしました。

○議長（中井 勝君） 水田課長、ちょっと待って。審議資料って言ってなかった。予算書見てるから。

○商工観光課長（水田 賢治君） いや、まだ。審議資料までの経過でございます。申しわけありません。

各機関において調査を実施いたしましたが、その結果は、4月末までの融資見込みの件数が22件、見込みの融資額としまして4億4,700万円でした。融資額で見ると1,000万円から2,000万円の件数が多いという状況でございました。これによりまして、新温泉町新型コロナウイルス対策融資支援事業を作成をしたところでございます。

審議資料をごらんをいただきたいと思います。94ページです。

1の目的としましては、今、御説明をさせていただいたとおりですので、省略をさせていただきます。

続きまして、2の内容でございます。まず、(1)新温泉町新型コロナウイルス対策信用保証料補助金でございます。融資の相談におきまして、県の融資等においては信用保証料が必要でございます。従来のこういった支援制度では、利子補給が多く、信用保証料の支援を求めている方が多いという意見がございましたので、今回実施をするものでございます。対象者として、町内の事業者（法人及び個人）で、次の要件に該当する方としております。(1)で町内に事業所を有し、同一事業を3か月以上営んでいること。(2)で新型コロナウイルス感染症による影響を受けている方で、セーフティネット保証第

4号、第5号、危機関連保証の認定を受けることができる方、(3)として町税の滞納のない方としております。対象となる融資は、1としまして、兵庫県の新型コロナウイルス対応資金融資で、経営円滑化資金や経営活性化資金などが対象となります。そのほか、新型コロナウイルス対応に要する融資（町長の認めるもの）としまして、新型コロナウイルス感染症関係の融資をほぼ対象といたします。補助内容は一部補助、補助率は10分の10。ただ、上限額を定めておりまして、20万円を上限とするとしております。保証料の補助方法は、信用保証協会に支払った信用保証料を補助金として交付するものでございます。受け付け期限は、県の融資期限の翌日の令和2年7月31日金曜日としておりますが、終息がまだわからないということの中で、状況を見ながら、期限の延長も考えております。

次に、裏面、95ページをお願いいたします。続きまして、(2)の新温泉町新型コロナウイルス対策融資利子補給金でございます。対象者及び対象となる融資につきましては、前ページの信用保証と同様でございます。利子補給の対象借入限度額を5,000万円以内といたしました。利子の補給率は年率1.0%以内です。利子補給の期間は3年間としております。利子補給の方法は、元金均等償還による利息に対して利子補給額を補助金として交付するものでございます。受け付け期限は、先ほどと一緒に令和2年7月31日金曜日としております。

次に、3の交付要綱ですが、新温泉町新型コロナウイルス対策融資収益補助金交付要綱の制定を予定しておりますが、国や県の融資の変動や融資見込み額の把握に時間を要したために、まだ作成の途中でございます。また、政策金融公庫など、まだこちらで把握できてない融資もありますので、令和2年1月29日の申請まで遡及できるものとするという内容を盛り込む予定でございます。要綱ができましたら、総務産建委員会で報告をさせていただきます、その承認の後に予算の執行をさせていただきたいと考えております。

それでは、予算書に戻っていただきまして、積算根拠でございます。信用保証料としまして、上限額20万円を50件見込んで1,000万円、また、利子補給金として、融資の平均見込み額が2,000万円ですので、補給率の1%で計算をしました20万円を50件見込んで1,000万円、合わせて2,000万円を計上をいたしております。

よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 済みません、1ページに戻っていただきまして、事項別明細書の3ページをごらんください。

歳入でございます。20款2項1目財政調整基金繰入金2,000万円をお願いするものでございます。この補正によりまして、財政調整基金の年度末残高見込み額は15億4,323万3,000円となります。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

質疑に入るまでに申し上げます。急なことで、委員会を開催いたしておりません。全議員の質疑を許可したいと思います。

それでは、質疑、お願いをします。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 所管ですので、所管の中で気がつくことを申し上げたいと思います。

審議資料についております、この補助金であります、これは補助金交付要綱ということで理解したらよろしいですか。

それから、この中の対象者の部分で詳しくない部分がありますので聞いてみたいんですが、セーフティネット保証第4号、第5号、危機管理保証の認定を受けることができるかと、この内容、どういう対象なのかっていうことを説明をしてほしいと思います。

それから、対象となる融資、ほかという部分がありますので、想定できる範囲って何かあれば聞きましょうか。

それから、上限額20万円を限度、通常、信用保証、何%ぐらいが通常のレートであって、それが融資総額が何ぼになるのかなという部分を示してください。

受け付け期間が7月31日というのはなぜかなという気がします。

それから、次に、利子補給の分ですが、内容的には共通の部分があるんですが、5,000万円以内、年率1%以内で計算すれば融資総額は幾らになるのかなということ。

あとは共通してになりますかね。

それから、今回、急々でものが出てきたんですが、ほかに対応はできなかったのかなという気がします。新年度予算の中で、予備費充当なりで、要綱は当局でできるわけですから、お金もあり、要綱をつくる権限もあり、そういう中で、令和2年度の予算の中で対応する方法はなかったかどうか、そういう選択に至らなかったのはなぜかなということを知りたいと思います。

それから、今、国においては、いろんな救済策というか、それは力いっぱい論議されております。そういう動きを見て、当局でできる範囲の中で、令和2年度で対応するという方法もあったのではないかと、というところからさっきの質問に至ったんですが、国県の動きなり、これ、融資関係においてつかんでる部分を教えてください。

それから、要望なり融資の必要性なりを調査されたということがあったんですが、先ほど4億何ぼって言ったのかな、ちょっと改めて説明をください。

それから、実行はいつからするんでしょうか。1月29日に遡及してって言いましたね。ということは、受け手の融資側ってというのはどういうふうな、何っていうんだろう、受け付け対応はどうなってるのかなと。プラス言えば、単独融資との併願はできるのかどうかということ。

それから町の制度融資の中で、とっても大変だと。町のやつは少額ですから。そうい

う中で、町の制度融資は対象にならないのか。

たくさん申しましたけど、そのあたり、答弁ください。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 一番最初の御質問ですが、補助金として交付するというものですので、暖冬対策のときと同じように交付要綱を定めて支給をしていきたいと思っております。

それから、セーフティーネットの関係、セーフティーネットにつきましては、保証4号、5号っていうのがありまして、今回のコロナウイルスの対象となるものが第4号、基本的には通常は災害時における場合に対象とするものでございます。こちらが最大2億8,000万円までの別枠借入れができて、借入れ債務の100%を保証するものでございます。前年の売上高が同月比で約20%以上減少の場合を対象とするものでございます。

それから、セーフティーネットの保証第5号につきましては、特に今回のコロナウイルスの影響で、非常に大きな影響が生じている業種を指定をしまして、その業種に当てはまるところが、いわゆる融資が受けられるというものでございます。これも一般枠とは別枠で2億8,000万円という融資が受けられるものでございますが、借入れの債務の保証は80%ということになっております。売上高が前年同月比で5%以上の減少等の場合が該当になるものでございます。

それから、対象となる融資ということですが、基本的には兵庫県の新型コロナウイルスの対応資金策ということで、先ほど申し上げました経営円滑化資金のほか5種類ございます。どんどん制度が緩和されながら、また新しいメニューがふえている状況でございます。

それから、国の政策金融公庫、こちらもいろんなメニューで相談を兼ねながら、たくさんの支援策がございます。

これ以外に、各町内の金融機関が融資をしているものもございしますが、このコロナウイルスの影響を受けていることが原因で収益が悪化してる業者ということで、そういうことが確認できれば、そういう町内の金融機関の融資も視野に入れていただいておりますので、この町長の認めるものということで、そこら辺を範囲の中に入れて救済をしたいと思っております。

それから、後段の説明とちょっとあわせて説明をさせていただきますが、町の制度融資の関係もございします。これは、こちらのほうも御利用いただくこともできますが、あくまで今申し上げましたように、この新型コロナウイルスの感染症による減収が原因での借入れの場合を対象という形で考えていきたいと思っております。

それから、上限20万円でございますが、信用保証ですね、信用保証の率によりまして計算をいたしますが、信用保証の率が、担保あり、それから無担保あり、それぞれ9段階ございます。これは返済能力に応じて変動する率でございます。担保ありの場合で

すと、通常利率0.35%から1.8%の範囲で設定をされます。無担保の場合は0.45%から1.9%の間で設定をされます。通常、信用保証料は融資額掛ける信用保証率をさらに55%を掛けた、返済年数を掛けたものが実際の信用保証料という形になります。この平均の1%を今回は設定をさせていただいてるところでございます。なおかつ、上限額を20万円という形で設定をさせていただきました。

それから、受け付け期間が7月31日となっておりますのは、現在、県の制度融資が6月末までの融資ということになっております。ほかの市町村にあっては、同日を受け付け期限という形で定めておるようですが、当町としましては、一月後の7月31日まで申し込みをいただければということで、この日にちを設定をさせていただきました。

国の救済策というのは、どんどん1日ごとに新しいものが出ております。それを確認をしながら、皆さんが調査をしましたら、いい条件が出るまで、なかなか相談はあっても、融資の申し込みはされないというふうな動きがあるようでございます。今、確認をしましたところでは、まだ町内の金融機関にあっては、融資が、相談はあっても実行はされていないということです。恐らく4月に入ってからの実行だろうということで聞いておりますので、令和2年度の予算で対応できるというふうに思いまして、今回の御提案をさせていただいてるところでございます。

利子補給で、5,000万円の1%ですので、1年間の年利であれば50万円という形になります。

失礼しました、調査内容の関係ですが、先ほど申し上げましたけども、見込み融資額につきましての合計額は4億4,700万円でございます。こういった相談があった金融機関、支店数でございますが、町内の中では5支店、それから、相談がまだ何もないという支店につきましては、5支店でございます。

それから、日本政策金融公庫につきましては、まだ相談はあるけれども、現在の把握ができていないという回答でございます。

1月29日の遡及の内容でございますが、今回、令和2年度の予算でお願いをしておるところでございますが、この国や県の融資制度が始まっているのが1月29日からでございますので、私どもでわからないところで融資が実行されている方につきましても、対応等をさせていただきたいということも含めて、遡及ができるという内容を盛り込みたいということでございます。

あと、予備費対応とか、元年度の補正ということも検討いたしました。今回の調査にまず時間がかかったこと、それから、融資がまだ実行されておらず、金融機関や商工会とも協議をしましたが、令和2年度で対応ができるのではないだろうかということもありまして、今回の御提案とさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 令和2年度の現予算で対応できないかという御質問でございます。これにつきましては、先ほど令和2年度一般会計予算を御議決いただいて、

その中には2,500万円の予備費を計上いたしております。今回の事業規模が2,000万円ということで、これを充当してしまうと令和2年度の予備費が500万円しか残らないという実態もございます。また、この事業につきましては、執行までに時間があるということの中で、この事業について補正をお願いするべきではないかということで、このような提案をさせていただきました。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） こういう状況ですから、早く手を打つってことはやぶさかじゃないと思いますし、ほかにも方法はあったなという気が、別の部分で思っております。

さっきの説明の中で、両方1,000万円という予定してるという部分で、融資総額は、結局、信用保証料率は平均1%ということでしたか。それからいえば、1,000万円の100倍、10億円、融資総額はほぼ10億円っていう形で考えたらええんでしょか。

それから、一方で、利子補給については50万円で、1,000万円ですから、20件、最大というか、そういう計算で当たってるのかどうかということ。

ここまで内容を示していただきましたので、すごい融資の要綱を一から議論する必要はないという気がするんですけど。ですから、委員会でもたそれを議論して、変えることを変えてってというようなことをせんでも、中身がほぼ出てますから。だから、ほかの委員さんの意見もあると思うんですが、ここに示されたのは、これ、補助金の交付要綱ですよ、補助金の交付要綱。要は補助金の交付要綱を実施するための融資の要綱をつくるっていうやつですからね。だから、僕は委員長としては、これだけ示されたら、あとは要綱の中で何を言うのかなっていう気がしますから。特に今回は異例なことですから。ですから、委員会の開催ということも、ちょっとクエスチョンかなという気を持ちました。以上。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 議員の御質問ですが、融資総額が10億円かというふうな御想定でございますが、ちょっと私どものほうの調査で調べたところでは、ちょっと単純な合計額という形では出ておりません。といいますのも、例えば1,000万円未満が9件、1,000万円以上2,000万円未満が6件、それから2,000万円以上3,000万円未満が4件、3,000万円以上4,000万円未満が2件、5,000万円以上が1件というふうな、融資額についてもばらつきがございますし、また、1,000万円から3,000万円までの間が多いということもあります。この条件の中で、信用保証料につきましては、上限を20万円としておりますから、これを50件程度、当初では見込んでいるということでございますし、利子補給につきましては、平均借入額2,000万円をベースにいたしまして、年額20万円の50件相当で1,000万円の計上という形でしておりますので、当初の設定としましては、今の調査状況でこの程度かという形で計算をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 3回目です。信用保証をつけて融資というのは、一番安定的な、金を貸す側の判断になると思うんですが、信用保証がつけられん場合もある。要は、融資したやつは回収せんといけませんからね。信用保証で信用保証協会が、いや、こんねげは大丈夫だと思わん限りは、町が信用保証料を補助しても、最終、信用保証協会がこけた場合は面倒見んなん分がありますから、だから、これで安心できるものじゃないというようなことを思った中での制度というふうに僕は理解しております。いかがでしょうか、この考え方。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 確かに融資の判断をするのは銀行であり、また、保証につきましては信用保証でございます。ただ、信用保証につきましては、また国のほうから柔軟な対応をするようにということで、国のほうから一定の保証に関する部分の経費がおりておりますし、金融機関につきましては、こちらも国や県から、そしてまた、私ども新温泉町の町長名で、できるだけ今回のコロナウイルスで困っておられる方については、融資の実行をお願いをしたいという要請の文書を出させていただいておりますので、そういった部分で救済がいただけるというふうに考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） この支援事業については、縛りがなくて、これ、次にまたどんどん悪くならしたら困るんですけど、状況が悪化して、これ以上の融資の対象のものが出てきた場合の借りかえという形の商品という形で捉えたらよろしいですか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 今、制度の中で借りかえもできるというふう段階的に緩和されてきております。借りかえにつきましても対応はさせていただきますけれども、あくまで新たに今回のコロナウイルスの原因に伴いまして新規で加算された部分だけを対象とさせていただきます。以上です。

○議長（中井 勝君） 1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 先ほども中村委員長からもありました。やっぱり金融機関は保全というものができないと、融資というものの実行は不可能に近いので、町長、くれぐれも強い要請をしていただいて、とにかくこの町のいろいろな事業者、業種指定があるようですけども、それを十分に配慮、力、てこ入れをして、今、結局借りられる状況の方なら十分融資、実行可能でしょうけども、今現在でやっぱりいっぱいのところもあると思うんです。そういったところもいろんな配慮をしていただいて、この町の事業者を守るということを進めていっていただきたいです。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 当町、幸いに感染者は出てないわけですけど、極めて観光客減という実態があります。少しでも事業者が困窮に入るようなことがないように、支援策を充実を図っていききたい、そのように思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

12番、宮本泰男君。

○議員（12番 宮本 泰男君） 対象者についてお聞きしたいんですけど、具体的に私、関係するんですけど、今の説明聞いたりしましたら、商工観光関係の方が主だと思うんですけど、農業とか水産関係とか、そのほかの事業主も対象になってるかどうかと、また、新規の借り入れをした人だけか、先ほど同僚議員が言われましたけど、借りかえのケースも対象になるのか。それと信用保証協会の保証料率の支援もあるんですけど、信用保証協会なしのケースの融資でも、それは利子補給の対象にはなるんですね、当然。その点を確認します。

それと、信用保証協会は兵庫県だけの信用保証協会でしょうか。それ以外には保証協会ないのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 対象者につきましては、特に営業とかそういうものには限っておりません。今回のコロナウイルスの対策で、対策といいますか、コロナウイルスの関係で営業が減少を伴った、いわゆる漁業関係者であっても、農業関係者であっても、それぞれの関係の金融機関で、これを原因とするということの理由で融資が受けられておれば対象となると思っております。

それから、もちろん新規だけではなくて、先ほども御説明をいたしましたけど、借りかえの場合につきましても対象となりますけれども、借りかえの部分につきましては、信用保証並びに利子補給については対象外という形で、今回のコロナウイルスの影響に伴って、新たに借り入れた部分だけを対象とさせていただきたいと思っております。

それから、信用保証協会につきましては、全国の信用保証協会の中の、それぞれ県に1つ、窓口がございますので、別に兵庫県でなくても大丈夫だと思っております。

○議長（中井 勝君） よろしいですか、12番議員。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 質問というか、確認なんですけれども、対象者であるとか対象となる融資を見る限りでは、国県のコロナウイルス対応の融資が対象であると。ほかであるとか、町長の認めるものっていうのが書いてあるということは、現状、そういったメニューが日々変わっているので、こういう書きぶりなのかなっていうことで、まず、国県の制度があって、それに随伴する形でこの制度をつくるんだっていうところが確認したいのと、また、追って結構ですので、現状確認できている、仮に随伴の補助だとすれば、もととなる制度の一覧とか要綱があるのであれば、そういうのもまた、今でなくて結構ですので、お示ししていただきたいなと思います。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 対象となる融資につきましては、今、御説明しましたように、県の融資制度、約5種類ぐらいございます。それから、日本政策金融公庫が持っております融資制度。これ以外に、これらの融資を使わなくても、町内の各金融機関がこれらを、コロナウイルスを原因としての各金融機関ごとの融資の制度もつくられているようですので、そこら辺も考えておりますし、また、商工会のお勧めをしておりますマル経といいまして、要は商工会が経営の指導をしてる金融機関について融資を受けられるように、商工会長の推薦をもって受けられる融資、いろんな融資がございます。当町で考えてるのは、いろんな、コロナウイルスの影響が原因で借りられる融資については、できるだけ救済をしたいという考えの中ですので、あえて、ちょっと把握を、全て書き切れないという状況の中で、このように町長の認めるものという記載の仕方をさせていただきます。

いろんな融資制度につきましては、本当にどんどんふえてきております。同じ県の制度でも、先ほど申しあげましたように、中身が変わるのではなくて、新たにふえるという形で出ておりますので、またまとめができましたら、皆さんにお示しをしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんね。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ちょっと一つだけ確認をさせてください。今の説明いただいた中でいくと、その新型コロナウイルス感染症による影響という部分であれば、一定の範囲で対象になるのかなと思うんですけれども、これ一律的に、町として関連性についてチェックするような工程というのがあるのかどうか、それについてお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 町のほうで把握できる部分につきましては、先般の説明で申しあげましたセーフティネットの保証の関係と同じ扱いをさせていただきたいと思っております。例えば売上高が前年同月比で幾らとかというものにつきましては、また帳簿等の確認をさせていただきながら、町の証明が要るものもございますし、また、金融機関が融資をする場合につきましては、金融機関がそれぞれきちっと帳簿等を見ながら、対象になるかどうかを判断をして、融資を実行します。この利子補給であったり、信用保証であったり場合には、金融機関のそういった証明を添付をさせていただいて、申請をいただくという形にしておりますので、きちんとそういった金融機関の判断を経て申請をいただくということを考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 金融機関さんの場合は、数値としての比較であったりというのは減額にできるわけですけれども、それが果たして、このコロナウイルスの関係

なのかどうかということについて、微妙な部分っていうのが出てくるのかなという気がするんですね。それについて、あえてチェックして厳しく融資を制限するということを求めるわけではないわけですが、あくまで公平公正な部分がというのがあろうかなと思いますので、それについては金融機関さん等についても、このあたり、ある意味で町もどこかにかかわるといことも必要なのかなというふうに思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 本日、要綱をお示しをしてないので、ちょっと説明がしにくいのですが、例えば少雪対策のときと同じような考え方をしております。申請の際には、きちっとこのコロナウイルスが原因で、こうこうこういう形で売り上げが減少しましたという申し出を、本人の署名、捺印の上で出させていただくということでしておりますので、そこら辺で確認をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を打ち切ります。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 意見書案1号

○議長（中井 勝君） 日程第14、意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策への意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） お手元に意見書案が配られていると思ひます。それを単に朗読するのではなく、状況も日々変わっておりますので、若干言葉を変えながら説明させていただきたいと思ひます。

先ほど、令和2年度一般会計予算の賛成討論で、補正予算、早急にというようなことを述べましたが、早速に対応していただき、当局に対して評価するものであります。

では、新型コロナウイルス感染症対策への意見書の提案理由を説明いたします。

昨年末ごろから、中国の武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症、その後、急

速に感染範囲を広げて、今や世界中に多くの死者と感染者が発生しております。政府は現在、感染防止や経済への悪影響へのさまざまな緊急対策を取り込んでおりますが、いつ終息するか予測のつかない、この感染症に対する国民の不安感は増大し、さらに一層の経済への悪影響が懸念されております。

特に過疎化の進んでいる我が町、新温泉町では、農林水産業や観光業が基幹産業でありまして、既に観光サービス業では多数のキャンセルが相次いで、営業活動の存続も危機的状況となっております。それに連鎖的に流通業、製造業、農林水産業にも影響し、特産品であるホタルイカ、松葉ガニ、但馬牛などの価格も下落して、全産業に悪影響が及んでいる状況となっております。この状態がさらに続けば、雇用の不安や住民生活の困窮が予想されます。

また、地方では慢性的な医師不足や医療体制も十分でなく、感染者が発生した場合の対応が困難であります。

このような状況において、政府は地方自治体や関係機関と緊密に連携して、住民の不安を解消するために、早急に感染拡大の防止策を講じ、経済活動への影響を最小限に抑えるように、地域の実情に合わせた対策を講ずべきと思います。

そして、配付しました意見書案に、7点、強く要望を求めるということで、1点ずつ、ちょっと意味合いを申し上げさせていただきます。第1点は、外国を含めたいろんな研究機関が情報提供して、連携して、一日も早く予防法、治療法の確立を求めるものであります。2点目と3点目につきましては、地方における医療の充実と、医療従事者の安全、そして感染予防品の安定的な供給を求めるものであります。4点目については、新型コロナウイルスの影響で経済的打撃を受けた企業に対して強力なバックアップを求めるものであります。5点目は、自治体等が行う新型コロナウイルス感染症に対するあらゆる施策に対しまして、人的な支援や財政的な支援を求めるものであります。6点目は、その中で特に憂慮される雇用問題に対する対策を求めるものであります。そして、7点は、この感染症が終息に向かった後の経済活動復活のための支援を地域の実情に応じて求めるものであります。

提出先は、下記の衆参両院議長、それから安倍総理を初めとする関連閣僚であります。以上、提案説明を終わります。

賛成者は下記のお二人の議員であります。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑がありましたら、お願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第1号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第15 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第15、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出が提出されております。これを承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午後4時02分休憩

午後4時22分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

○議長（中井 勝君） お諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたします。

第99回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る3月3日の開会以来、本日まで24日間にわたり、令和2年度当初予算、条例改正、人事案件など、重要な案件について審議をさせていただきました。議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られたものであり、そ

の御精励に対し、深く敬意を表します。

特に今回提案されました令和2年度当初予算につきましては、予算特別委員会を連日、長時間にわたり、慎重な審査をいただきました。この間、池田委員長には、委員会運営に御尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、町長を初め、執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に反映されますよう望むものであります。

さて、会期中に町政に対する信頼を著しく失墜させる事件が発覚いたしました。町長には、この事件について厳正に対処するとともに、再発防止と住民の皆様への信頼回復に向けて取り組んでいくよう、強く要請するものであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策について、議会は国会等に意見書を提出しましたが、当局においては、住民の生命を守るため、緊張感を持って対処していただくようお願いいたします。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため、御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 3月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、私どもの提案させていただきました議案に対し、長時間にわたり慎重なる御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、御審議の過程において賜りました各議員の御意見、御提言等につきまして、十分留意しながら町政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

また、このたび職員が逮捕されたことについて、心より町民の皆様、議員の皆様に深くおわびを申し上げますとともに、今後、検証を行い、再発防止を徹底してまいります。

新年度を迎え、議員各位におかれましては、公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、引き続き新温泉町の発展のため、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第99回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後4時26分閉会